

石狩市障がい者情報・コミュニケーションガイドブック制作業務委託 仕様書

1. 業務委託名称

石狩市障がい者情報・コミュニケーションガイドブック制作業務委託

2. 業務目的

障がいのある人がわかる方法による情報の伝え方や受け取り方の理解を広めていくため、障がいのある人との様々なコミュニケーション手段があることや、障がいへの理解についてわかりやすく解説したガイドブックを制作する。

3. 委託期間

契約締結日から、令和6年12月27日（金）までとする。

4. 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、関係法令及び条例を順守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たり、本市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、業務の進捗について、本市に対して定期的に報告すること。
- (5) 受託者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (6) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。この場合、あらかじめ本市に書面により報告し、本市の承認を得ること。
- (7) 本業務に関する打ち合わせは、原則、石狩市総合保健福祉センター「りんくる」で行うこと。
- (8) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行い、指示を仰ぐこと。

5. 業務内容

- (1) 業務目的の達成に必要な、構成・デザイン・コピーライト・レイアウト・編集・校正・印刷・製本・納品・工程管理など当該ガイドブックの制作に必要なすべての作業を含むものとする。
- (2) 本業務にあたっては、委託者の主催する関係者との打ち合わせに参加し、ガイドブック制作に反映するものとする。
- (3) 当該ガイドブックの掲載に関する取材の協力依頼及び調整については、受託者が行うものとし、委託者は受託者の業務の遂行に協力するものとする。また、専門的な見地を必要とする場合は受託者がその確認等を行うものとする。
- (4) 本業務に必要な資料・データの収集、撮影は受託者が行うものとし、委託者は受託者の業務の遂行に協力するものとする。
- (5) 校正は3回以上行うものとし、掲載内容について厳密な確認及び校正を行うものとする。また、校正は受託者において行うが、委託者による確認・校正も行う。

6. 当該ガイドブックの用途

市内での設置及び配付

- ・石狩市総合保健福祉センター「りんくる」や石狩市役所、石狩市内の公共施設等へ設置し、市職員や市民、事業者を対象に実施する研修または出前講座の際に配付する。

7. 制作方針

(1) 制作のコンセプト

本市では、障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取ることができる環境及びコミュニケーション手段を広めて利用しやすくする環境をつくることを目的に、「石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例」（以下、「条例」という）を制定（令和6年4月1日施行）し、その施策の一つに、障がいのある人がわかる方法による情報の伝え方や受け取り方の理解を広めていくことを掲げている。

上記に掲げる施策を推進していくために、様々なコミュニケーション手段があることや、障がいへの理解についてわかりやすく解説したガイドブックを制作し、市職員や市民、事業者への研修や出前講座、学校での出前授業において教本としても活用し得る内容とすることを前提とし、かつ、イラストや写真などを使用し、小学生から高齢者まで幅広い年齢層にとってわかりやすい内容であるものとする。

(2) デザイン

イラストや写真などを使用し、読みやすさ、わかりやすさ、ユニバーサルデザイン（フォントや色など）への配慮がなされているものとする。

(3) ガイドブック構成

「(1) 制作のコンセプト」を基本的な制作方針とし、各障がいの種類に対するコミュニケーション手段や障がいへの理解について、小学生から高齢者まで幅広い年齢層に対してわかりやすく解説した内容や構成であることや、漢字や片仮名などにルビを付けること。

また、ガイドブックの内容に、

- ・ 条例の解説
- ・ 条例の愛称「あいコミ条例」の紹介
- ・ 合理的配慮や社会的障壁についての解説

についても記載することや、視覚に障がいのある人にもガイドブックに書かれた内容がわかる工夫をすること

(4) 創意工夫

仕様書に掲げるもののほか、業務の目的達成に資する効果的な提案がある場合は、その内容を検討し、必要事項として取り入れることとする。

8. 印刷規格

- (1) 印刷色数 フルカラー（4色、両面）、イラストや写真を1ページにつき5点以上掲載するものとする。
- (2) サイズ等 A4サイズ。16ページ（表紙、裏表紙を含む）以上の中綴じを基本とするが、提案により変更可能とする。
- (3) 紙質等 表紙共上質紙90kgを基本とするが、提案により変更可能とする。
※ただし、古紙再生の阻害要因となる材料等が紙及びインク共に使用されていないこと。
- (4) 印刷部数 2,000部以上（提案により変更可能）

9. 納品

- (1) 納入期限 令和6年12月27日（金）
- (2) 納入場所 石狩市福祉部障がい福祉課
〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目41番地1
（石狩市総合保健福祉センター「りんくる」1階）

(3) 納入方法 ①印刷物(100部ずつ梱包し上記の場所に納入)

②電子データ

A Iファイル、文字音声化用のテキストファイル、PDFデータ一式をCD-ROM等の記録媒体により納品すること。また、PDFファイル、データは、WEB閲覧・ダウンロード用に最適化(サイズ、データ容量)されたものを合わせて納品すること。

10. 本事業に付随する業務

(1) 市との打合せ及び連絡調整

(2) 本事業の遂行に必要な施設や関係団体及び人物に対する取材の協力依頼及び連絡調整

(3) 本事業に必要な資料や情報の収集及び撮影(必要に応じて市が素材提供を行う)

(4) その他本事業に付随する業務

11. その他

(1) 成果品は、石狩市ホームページや各種情報提供のために、自由に使用できるものとする。

(2) 印刷物で使用するタイトル、デザイン等の登録商標に関する確認(商標権侵害の有無等)は、本事業の受託者が行うこと。

12. 特記事項

(1) 業務スケジュール

契約後、受託者は委託者と協議のうえ、速やかにスケジュールを作成・提出すること。

(2) 権利の帰属

本契約により制作された成果物の権利は委託者に帰属するものとする。

(3) 打ち合わせ等

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は委託者と常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。

(4) 守秘義務

受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(5) 疑義

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、委託者と協議のうえ決定する。

以上